

「県立高等学校改革前期実施計画(2019年度～2023年度)」(2019年2月8日公表)に関する見解

2019年3月9日

福島県立高等学校教職員組合執行委員会

1 県教委による学校間格差(選抜の輪切り状態)の追認・固定化

「県立高等学校改革前期実施計画(以下「前期計画」)」によれば、普通科を主たる学科とする県立高校を「進学指導拠点校」「進学指導重点校」「キャリア指導推進校」などのいずれかに位置付けるとしています。これまで県教委は学校間格差(入試におけるいわゆる輪切り状態)を公式には認めず、「学校の特色・個性」と表現してきました。しかし、「前期計画」にある「進学指導のリーダー校として、難関大学や医学部志望者の進路実現を図る取組を行い…国内外で活躍し、未来を牽引できる人づくりを担う進学指導拠点校」「進路目標を実現できる学力を定着させ…地域の発展に貢献できる人づくりを担う進学指導重点校」「進学や就職など、幅広い生徒の進路希望や生徒の学習ニーズに対応した…社会に貢献できる人づくりを担うキャリア指導推進校」という表現からは、学校間格差の現状を追認し輪切り選抜を推奨するような姿勢がうかがえます。さらに学校間格差の固定化だけでなく、生徒が将来担うべき役割までも固定化しようとするものになっています。「戦後50年、落ちこぼれの底辺を上げることばかりに注いできた労力を、できるものを限りなく伸ばすことに振り向ける。百人に一人でもいい、やがて彼らが国を引っ張っていきます。限りなくできない非才、無才には、せめて実直な精神だけ養っておいてもらえばいいんです」(元教育課程審議会会長・三浦朱門。「機会不平等」(斎藤貴男著)より)という発言を想起させる発想であり、重大な問題です。これにより、受験競争の一層の激化も深刻に懸念されます。階層化された学校の中で、子どもたちが自校に誇りを持ってなかったり、劣等感を負わされてしまわないかも懸念されます。

2 「単位制」による普通教育の解体と予備校化の推進

「前期計画」によれば、「進学指導拠点校」は単位制高校に転換する(「進学指導重点校」は「必要に応じて…転換を検討します」と記述)とされています。この部分に付けられた注釈には、単位制とは「学年による教育課程の区分を設けず、定められた単位を修得すれば卒業が認められる教育課程のこと。一人一人の学習計画に基づいて、それぞれの興味関心に応じた科目を選択でき、学年の区別なく自分のペースで学習ができる」と説明されています。必修科目を早く終わらせ、残された期間を受験対策に特化したカリキュラムにして、進学指導の拠点として受験予備校的な高校に転換させようとしているように読み取ることができます。公教育の本質を変質させ、普通教育の理念を放棄することを県教委が推進しようとすることは、重大な問題です。

3 高校統廃合推進に関する様々な問題点

「前期計画」の5年間で、県立高校の全日制と定時制合わせて25校を13校に統合・再編し、分校2校を募集停止とするという内容が、今回の「前期計画」の目玉ともいえる内容であり、マスコミ等が大きく報道した点です。少子化傾向が止まらない現状の中、現在の学校の配置や規模について検討が必要であることは否定しないが、いくつもの問題があります。

(1) 教育の条理ではなく財政優先の統廃合計画

「前期計画」には、5年間の統廃合予定とともに、5年間における学級減についても明示されています。一方、「個に応じたきめ細かな指導が充実するよう教育環境の整備に努めます」と述べながらも、「40人学級編制の見直しを含む少人数教育」については「検討」事項とされています。つまり、前期5年間は統廃合と学級減が優先してすすめられ、学級編制見直しの可否は「後期計

画」に向けた検討課題に過ぎないと読み取ることができます。

県学校教育審議会の答申策定に向けて行われた教育公聴会、あるいは県立高等学校改革計画策定に向けて県教委が行った教育公聴会、双方の場で統廃合よりもクラスサイズを小さくすることを優先させて現在の学校配置を維持し、ゆき届いた教育を実現するよう私たちは要求しました。すなわち、「学年4学級規模の学校ならば学級定員を30人にするだけで1学級減と同じ募集定員の削減となるが、教職員数はほとんど変わらないため、よりきめ細かな指導が可能になる」と訴えたのです。学校数を維持し、教員数も維持するためには教育予算の確保が必要です。統廃合と学級減を優先する目的は、より良い教育を行いたいという教職員や保護者の要求よりも、教育予算の縮減を優先したとしか考えられません。福島県の教育に責任を担っている県教委が、教育の条理よりも財政政策を重視し、安上がりの教育をすすめようとしていると指摘せざるを得ません。あらためて統廃合や学級減よりも少人数教育の実現を優先し、地域の学校の存続を求めます。

(2) 届かなかった地域の願い

先に述べた教育公聴会では、小規模校を抱える自治体関係者等からは学校存続を求める思いや、学校存続のために自治体として協力している事実が訴えられました。小規模校で学ぶ高校生からは、小規模校の良さや、地域との密接なつながりが紹介され、無くてはならない存在だとの意見表明がありました。「前期計画」は、こうした声に応える内容にはなっていません。まるで国会が重要法案採決直前にアリバイ作りのように公聴会を開くのと同様に、住民や高校生の意見を聞く形は作っても、聞く耳は持たない(結論は既に決まっている)という姿勢のように感じます。

過疎化や高齢化が進む現状をどのように打開し、活性化を図るのかという問題は、県政の重要な課題ではないのでしょうか。こうした視点に立って「前期計画」は検討されたのでしょうか。甚だ疑問です。

(3) 公共施設の効率的活用を土台とした統廃合計画

統廃合計画にあっては、どれも一方の学校に「統合」する形になっています。同一市内といっても距離的に遠いものもあります。公共交通機関を考えると便利とは言い難いものもあります。生活圏が全く異なるものもあります。公共施設の効率的活用ということなのでしょうが、本来は通学条件などを十分に考慮して計画すべきであり、統合するのであれば新しく別な場所に校舎を建設する必要もあると思われます。『子どもの権利条約』にある『子どもにとっての最善の利益』ではなく、ここでもまた、経済効率が最優先された安上がりの教育政策がすすめられようとしていると指摘しなければなりません。見直すべきです。

(4) 憲法の原則に背く差別的な学校配置・統廃合

「進学指導拠点校」「進学指導重点校」「キャリア指導推進校」などに普通科高校を“色分け”することそのものの問題については、すでに触れました。各地区にバランスを考えて学校を配置したことを示す意図があるものと考えられますが、相双地区には「進学指導拠点校」は配置されていません。難関大学や医学部を志望する子どもたちは、福島高校か磐城高校まで通わなければならないことになってしまいます。問題に問題を上塗りするようなものです。

他にも、例えば塙工業高校が廃校になれば、工業関係の勉強をしたいと考えている東白川郡の子どもたちは白河までの通学を強いられることとなります。

「前期計画」には「学校の再編整備によって、遠距離通学や自宅外からの通学が必要となる生徒」という表現があります。北海道、岩手に続き、全国で3番目に広い県土を持つ福島県。もっと丁寧な検討、通う生徒の立場に立った検討が必要です。教育の機会均等は、戦後教育政策の大きな柱のはずです。生まれた場所によって、憲法が定めた等しく教育を受ける権利が侵害されることは、あってはなりません。

(5) 等しく教育を受ける権利を保障するために必要なことをすべて行う意思があるのか

「前期計画」には「学校の再編整備によって、遠距離通学や自宅外からの通学が必要となる生徒に対しては、負担軽減の措置を検討します」と記述されています。前項で指摘したとおり、「前期計画」をこのまま実施すれば、遠距離通学や自宅外からの通学を強いられる生徒が必ず出てくるのが予想されます。教育公聴会では、高校進学を機に一家転住してしまう家庭がある実態に触れ、学校存続を求める発言もありました。統廃合は過疎化や高齢化を促進してしまう側面があることも認識すべきです。

県の施策によって遠距離通学や下宿などが強いられるのですから、交通費は補助ではなく支給が妥当ではないでしょうか。また、学費補助(教材費補助等)等も検討されるべきです。個人負担を求めないスクールバスの運行も検討されるべきです。こうしたことがすべて行われなければ、等しく教育を受ける権利を保障することはできません。それができないのであれば、この統廃合計画そのものを見直すべきです。

(6) 学校にとっての地域とは

「前期計画」には、地域というワードが何度も登場します。「地域の実態を踏まえ、学校全体の教育課程を編成・実施」「地域と連携し、地域の特色を生かした学校づくり」「地域の教育資源を積極的に活用」「地域の特色を生かした教育内容の充実」などと述べられています。どれも必要な視点だと思います。

しかし、ここでいう「地域」とはどこのことなのでしょう。現状でも県立高校の学区は広いため、地域課題に取り組むとか地域の歴史などに目を向ける教育実践を展開する場合には、学校所在地を学習材料として取り上げることになっています。結果として、生徒にとっては実感の持てる地域という意識が持てず、リアリティーにかける学習になっている面もあると思います。統廃合によって通学範囲が一層拡大することで、ギャップはさらに拡大するでしょう。「連携したい」「教育資源を活用してほしい」と考えている自治体にとっては、連携できる学校が地元にも近くにも無いという状況も生まれます。はじめに、どれも必要な視点と述べた記述でしたが、絵に描いた餅のように見えてきます。「地域とともにある特色ある学校づくり」という記述も「前期計画」にはありますが、空虚に響きます。

「地域を支える人材育成を推進」という記述もありますが、高校を奪われた地域からは、“地域を支える人材は地域の中で育てたい”“高校が無くなることで地域の活力が奪われる”という声が聞こえてきそうです。教育公聴会でも地域にとっての高校の存在意義について訴える発言が聞かれました。地元意識を持つことができる範囲に高校が存在しないということは、地域の魅力を失わせる大きな要因です。18年間生活することになる地域と、15年で域外に出る地域とでは、3年といえども大きな差が生まれるのではないのでしょうか。高校入学を機に人口が流出するという叫びの意味を考えるべきです。

(7) 高校入試制度(「特色選抜」との関係

各県立学校には、2019年2月末までに新しい2020年度高校入試の実施方法等についての報告を求めています。その中には新入試の目玉ともいえるべき「特色選抜」に関する内容も含まれており、全ての県立高校での実施が前提とされています。しかし、「前期計画」によれば、2021~2023年度にそれぞれ開校が予定されている統廃校が決められています。対象校にとっては、「生徒像」や「特色」を示して生徒募集したところで、それらに基づく3年間の高校生活は保障できないこととなります。受験生に対して極めて不誠実なものです。「後期計画」でも統廃合の計画が示されると考えられる記述もあることから、特色選抜の全校実施は中止し、入試の制度設計の早急な見直しが必要です。

また、「進学指導拠点校」が配置されていない相双地区、耶麻農業高校が廃校になる耶麻地区の

子どもたちは、進路希望によっては学区外への出願が強いられます。このことを口実に県立高校の学区撤廃・全県一学区が導入されるべきではありません。福島県の場合、すでに大学区制に近い状況がありますが、学区は本来、一定の生活圏を踏まえたものであるべきです。教育を受ける権利は住民の生活圏の中で達成されるべきです。

4 高等学校のあるべき姿を、根本から検討すべき

ここまで述べてきたように、「前期計画」には深刻な問題が様々指摘できます。いったん立ち止まって、根本から再検討すべきではないでしょうか。

残念ながら「前期計画」は、生活圏を越えより一層肥大した大学区制のもとで、小規模校を潰し、高校を進路希望を口実に階層化させることで、安上がりで効率のいい教育を推し進めるための計画にしか思えません。

統廃合によって今まで以上に通学に長い時間を費やすよりも、その時間を勉学や、自主的活動に向けた方が良いのではないのでしょうか。日本の子どもの高い貧困率の問題が指摘されています。家庭の経済状況と学力の相関関係についても、全国学力テストに伴う調査で指摘されています。広い学区の中で選択の権利を行使できる子どもは、そもそも限られるのではないのでしょうか。

子どもたちの生活圏を基本にした学区や高校配置を考えるべきです。そのなかで、クラスサイズを小さくした少人数教育で丁寧に子どもたちの学びに寄り添い、大学でも、専門学校でも、就職にも対応できるような体制を取ることのできる学校をつくっていくべきではないのでしょうか。選別された学校ではなく、もっと自然な状態の学校を地域と協力してつくっていくべきではないのでしょうか。

5 高等学校における特別支援教育の課題に関して

高等学校における特別支援教育に関して「前期計画」では、「通級による指導について、他県の状況やモデル校の成果等を踏まえ、適切な実施に向けて検討を進めます。」と述べられています。通級指導は1993年に小中学校で制度化され、高校段階でも引き続き必要だとの判断から2018年度からは高等学校でも通級による指導ができるよう制度化されています(45都道府県11か所、5政令市12か所で実施。2県3政令市は2019年度から実施予定:文科省調べ)。福島県でもモデル校が1校指定され、「通級」指導教諭の加配措置のもとで試験的に実施され、「適切な実施」のあり方を模索しています。生徒や父母の願いに沿って必要な学校に導入されるべき条件整備が、この統廃合の混乱の中で大幅に遅れないか危惧されます。

また、統廃合で廃校予定とされた高校12校のうち、9校には「学習支援員」(現在18校に1人ずつ計18人)が配置され、高校での学習に困難さを抱える生徒への支援が行われています。これらの学校では、学力だけでなく、様々な特性からコミュニケーション等に困難さを抱える生徒たちの特別なニーズに対応するために、合理的配慮が定員に満たない「少人数学級」であるために可能であった学校でもあります。統合されて規模が大きくなった学校では実践の困難さが増し、少人数学級でこそ学びが保障された生徒が再び困難さの中に置き去りにされることが予測されます。2016年度から施行されている「障害者差別解消法」で教育現場にも義務づけられた「合理的配慮」を十分に果たせる学校づくりを目指した学校が消えていってしまいます。高校における特別支援教育の充実が求められている中で、この統廃合計画はむしろ大きな弊害となることが懸念されます。

さらに、「前期計画」の「田島・南会津統合校」の部分にのみ、「インクルーシブ教育システムの理念」という言葉が登場します。なぜ、田島・南会津地区にのみ、この記述があるのでしょうか。この地域だけの課題なのでしょう。インクルーシブ教育は、教育の理念から考えても、教育システムの整備の面からも、全県的な課題であるはずで、高等学校における特別支援教育、インクルーシブ教育に関して、抜本的な再検討が必要です。